

両院議長あつせん

平成 20 年 1 月 30 日

- 1 総予算及び歳入法案の審査に当たっては、公聴会や参考人質疑を含む徹底した審議を行ったうえで、年度内に一定の結論を得るものとする。
- 2 国会審議を通し、税法について各党間で合意が得られたものについては、立法府において修正する。
- 3 1. 2 について、両院議長の下で与野党間で明確な同意が得られた場合は、いわゆるセイフティネット(ブリッジ)法案は取り下げる。